

## 平成23年度税制改正大綱(生活衛生関係営業関連項目抜粋)

### 第1章 基本的な考え方(略)

### 第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

#### 4. 法人課税

##### (1) 基本的な考え方(略)

##### (2) 改革の取組み

##### ① 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制改正では、国税と地方税を合わせた法人実効税率を5%引き下げます。このため、現在30%である法人税率を25.5%に引き下げます。これにより、我が国企業の国際競争力の向上や我が国の立地環境の改善が図られるとともに、「日本国内投資促進プログラム」2で示されたように我が国企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組み、これらが相まってデフレからの早期脱却につながることを期待されます。

税率引下げに併せて、課税ベースの拡大を行います。具体的には、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うほか、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すことや、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じます。

なお、法人実効税率の引下げは、我が国企業の国際競争力の観点等から行うものであるため、全体として地方の税収に極力影響を与えないようにします。また、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大措置に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲します。

##### ② 中小法人に対する軽減税率の引下げ

我が国で地域経済の柱となり、雇用の大半を担っているのは中小企業です。厳しい経済状況の中、こうした中小企業を支えることは、重要な政策課題の一つです。法人実効税率の5%引下げは中小法人にも適用されますが、これに加え、平成22年度末に期限切れを迎える中小法人に対する18%の軽減税率についても、一般の税率とのバランスや個人事業主の所得税負担水準とのバランス等を勘案して、15%まで引き下げることとします。これに伴い、中小企業関連の租税特別措置についても一部見直しを行います。

##### ③ 雇用促進税制

雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を推進することは、新成長戦略の一つの柱です。税制面でも、法人実効税率の引下げにより国内雇用の維持・増加を促すことに加え、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、出来る限りの支援措置を講じる必要があります。

そこで、雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用を一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置を創設するとともに、育児支援や障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の創設・拡充を行います。

##### ④ 環境関連投資促進税制

地球温暖化問題への対応が重要課題となる中、先進的な技術力を有する我が国において、環境分野は大きな成長が見込まれる有望な分野の一つです。我が国の環境・エネルギー技術の開発を後押しすることにより経済成長につなげるとともに、地球温暖化問題に対応していくため、先進的な低炭素・省エネ設備への投資に対し、税制上の優遇措置を講じることとします。

⑤ 総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制(略)

⑥ 租税特別措置(国税)の見直し

法人実効税率引下げに伴う課税ベースの拡大措置に加え、平成22年度税制改正大綱にもあるように、税制を納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みとするとの観点から、租税特別措置については引き続き徹底した見直しを進めます。平成23年度税制改正においては、政策税制措置について109項目の見直しを行い、その結果として、50項目を廃止又は縮減します。

### 第3章 平成23年度税制改正

#### 1. 納税環境整備(略)

#### 2. 個人所得課税

##### (1) 給与所得控除の見直し

###### ① 給与所得控除の上限設定

その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限を設けます。

###### ② 役員給与等に係る給与所得控除の見直し

その年中の給与等のうち、給与等の支払者の役員等が、当該給与等の支払者から役員等の職務に対する対価として支払を受けるもの(以下「役員給与等」といいます。)の収入金額が2,000万円を超える場合の当該役員給与等に係る給与所得控除額については、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額とします。

イ その年中の役員給与等の収入金額が2,000万円を超え2,500万円以下の場合  
245万円からその年中の役員給与等の収入金額のうち2,000万円を超える部分の金額の12%相当額を控除した金額

ロ その年中の役員給与等の収入金額が2,500万円を超え3,500万円以下の場合  
185万円

ハ その年中の役員給与等の収入金額が3,500万円を超え4,000万円以下の場合  
185万円からその年中の役員給与等の収入金額のうち3,500万円を超える部分の金額の12%相当額を控除した金額

ニ その年中の役員給与等の収入金額が4,000万円を超える場合125万円

(注)「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 略

#### 3. 資産課税

##### (1) 相続税・贈与税の見直し

① 相続税の課税ベース及び税率構造について、次の見直しを行います。

イ 相続税の基礎控除

	現 行	改正案
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円に法定相続人数を乗じた金額	600万円に法定相続人数を乗じた金額

ロ 死亡保険金に係る非課税限度

現 行	改正案
500万円に、法定相続人の数を乗じた金額	500万円に、法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限り)の数を乗じた金額

ハ 相続税の税率構造

現 行		改正案	
	税率		税率
1,000万円以下の金額	10%	同 左	
3,000万円	15%	〃	
5,000万円	20%	〃	
1億円	30%	〃	
3億円	40%	2億円以下の金額	40%
—		3億円	45%
3億円超の金額	50%	6億円	50%
—		6億円超の金額	55%

(2) 租税特別措置等

[国 税]

(廃止・縮減等)

⑥ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記から合併等を伴わない事業再構築計画に係る資本金の額の増加の登記を除外します。

[地方税]

(廃止・縮減等)

〈不動産取得税〉

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置について、対象となる計画類型を中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を1年延長します。なお、平成23年3月31日までに事業再構築計画等の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講じます。

#### 4. 法人課税

##### (1) 法人税制

###### [国 税]

### ① 法人税の税率を次のとおり引き下げ、法人の平成23年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

	現 行		改 正 案	
		年800万円以下		年800万円以下
普通法人	30%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22% (18%)	25.5%	19% (15%)
公益法人等、協同組合等(単体)及び特定の医療法人(単体)	22%	(18%)	19%	(15%)
協同組合等(連結)及び特定の医療法人(連結)	23%	(19%)	20%	(16%)
特定の協同組合等の特例税率(年10億円超)	26%		22%	

(注1) 中小法人には、一般社団法人等及び人格のない社団等を含みます。

(注2) 「現行」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されています。

**(注3) 「改正案」欄のカッコ内は、租税特別措置法により平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度に適用します。なお、中小法人、公益法人等、協同組合等及び特定の医療法人の平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。**

- ② 減価償却制度について、平成23年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍した数(現行2.5倍した数)とします。なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行います(所得税についても同様とします)。

(注1) 定率法を採用している法人が、平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法により償却することができる経過措置を講じます。なお、その減価償却資産を適格組織再編成により移転を受けた法人も同様とします。

(注2) 現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産について、平成23年4月1日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置を講じます。

### ③ 欠損金の繰越控除制度等について、次のとおり見直しを行います。

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度及び青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とし、連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする連結事業年度のその繰越控除前の連結所得の金額の100分の80相当額とします。これに伴い、次の措置を講じます。

(イ) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とします。

**ロ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を9年（現行7年）に延長します。これに伴い、次の措置を講じます。**

**(イ) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度について、その欠損金が生じた事業年度の帳簿書類の保存を適用要件とします。**

**(ロ) 法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を9年（現行7年）に延長します。**

**(ハ) 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を9年とします。**

(注) 上記(イ)及び(ロ)の改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用し、上記(ハ)の改正は、平成23年4月1日以後に法定申告期限が到来する法人税について適用します。

④ 貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定します。なお、これらの法人以外の法人の平成23年度から平成25年度までの間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成23年度は4分の3、平成24年度は4分の2、平成25年度は4分の1の引当てを認める等の経過措置を講じます。

## (2) 中小企業税制

[国 税]

**① 中小法人の軽減税率について、特例による税率を15%（現行18%）に引き上げた上、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用するとともに、本則税率を19%（現行22%）に引き下げます。（再掲）**

(注) 平成23年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度については、経過措置として現行の租税特別措置法による税率を適用します。

② 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、中小法人等については、現行の控除限度額を存置します。（再掲）

③ 中小法人等については、貸倒引当金制度を存置します。（再掲）

## (3) 雇用促進税制

[国 税]

(新設)

- ① 青色申告書を提出する法人で公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行ったものが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上（中小企業者等については、2人以上）増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を講じます。ただし、当期の法人税額の10%（中小企業者等については、20%）を限度とします（所得税についても同様とします。）。

[地方税]

(新設)

- ① 公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、2人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除できる措置を法人住民税に適用します。

#### (4) 環境関連投資促進税制

[国税]

(新設)

- ① 青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる措置を講じます。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとします（所得税についても同様とします。）。

[地方税]

(新設)

- ① 中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合に、選択適用できることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除を法人住民税に適用します。

#### (6) その他の租税特別措置等

[国 税]

(廃止・縮減等)

- ③ 中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止します。なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウ

エアの範囲について所要の見直しを行います(所得税についても同様とします。)

**④ 公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直した上、その適用期限を1年延長します（所得税についても同様とします。）。**

⑨ 事業革新設備等の特別償却制度について、所要の経過措置を講じた上、廃止します（所得税についても同様とします。）。

**⑩ 共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長します。**

**なお、本制度のあり方については、検討事項に明記します。**

⑳ 商工組合等の留保所得の特別控除制度について、適用期限の到来をもって廃止します。

[地方税]

(廃止・縮減等)

④ 商工組合等の留保所得の特別控除制度が適用期限の到来をもって廃止されることに伴い所要の措置を講じます。

## 9. 検討事項

[国 税]

**（9）共同利用施設の特別償却制度については、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行います。**

(10) 小笠原諸島における旅館業用建物等の特別償却制度の創設については、小笠原諸島振興開発特別措置法の趣旨に照らし、既存の条件不利地域における特別償却制度の利用状況等を分析しつつ、小笠原諸島のおかれた地理的・社会的条件等を勘案して対象事業・対象設備等について検証し、引き続き検討を行います。

[地方税]

**（5）観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。**